検査用音源の研究目的における複製等利用に関する規則

一般社団法人日本聴覚医学会

（目的）

第１条　本規則は、当法人が著作権を有する著作物である検査用音源（当法人がコンパクトディスク等の媒体にて複製物を公衆に提供しているものをいい、以下「音源」という。）の、当法人以外の者による専ら研究を目的とした複製等行為（著作権法第２章第３節に規定されている行為をいう。以下同じ。）及び当該行為を伴う利用（以下「複製等利用」という。）の許可に関し、必要な事項を定めるものである。

（複製等利用の許可）

第２条　研究機関、学術団体、医師会等の研究、学術振興等を目的とする機関等に所属する者で、音源を適法に所有する者は、当法人の許可を受けて、音源の複製等利用を行うことができる。

２　前項の規定により音源の複製等利用を行おうとする者は、理事長に次の書類を提出し、許可の申請を行わなければならない。

(1) 音源の複製等利用許可申請書（別紙様式第１）

(2) 研究計画書（様式任意）

(3) 所属する機関等の研究倫理審査委員会の承認があったことを証する書面（様式任意）

３　理事長は、前項の申請書類の提出を受けたならば、遅滞なく理事会の決議を経て許可又は不許可の決定を行い、申請者に通知書（別紙様式第２－１又は２－２）を交付し、その決定内容を通知する。

４　第２項の申請書類の提出及び前項の通知書の交付は、電子メールその他電磁的方法をもって行うことを妨げない。

（複製等利用の原則）

第３条　前条の規定による複製等利用の許可は、申請者に対し複製等行為を無制限に許可するものとは解されず、申請者は、音源の複製等利用を許可通知書及び研究計画書の記載の範囲内でのみ行うものとし、その範囲を超えて複製等行為を行ってはならない。

２　音源の複製物（次項の改変後音源を含む。）の第三者への提供は、次の各号に従わなければならない。

(1) 第三者への提供方法及び提供範囲は、許可通知書の記載及び研究計画書に従うこと。

(2) 申請者は、第三者への提供の目的が達せられたならば、速やかに提供先から複製物を回収し、これを破棄すること。複製物が電磁的記録として提供先に存する場合には、提供先に当該電磁的記録の破棄を行わせ、これが実施されたことを確認すること。

３　申請者は、研究計画書に従い、音源データの改変等音源の同一性が保持されない行為を行うことができる。なお、この改変により制作された音源（以下「改変後音源」という。）は、次の各号に従わなければならない。

(1) 改変後音源の公表は、研究発表又はこれに準ずる方法でのみ行い、別段の許可がある場合を除き、これ以外の方法では行わないこと。

(2) 改変後音源は、研究の終了等により複製等利用の目的が達せられたならば、速やかに破棄すること。ただし、研究倫理審査委員会の定めにより一定期間の保存が義務付けられている場合には、これに従うものとする。

（複製等利用の対価）

第４条　当法人は、原則として、申請者から複製等利用の対価を徴収しないものとする。ただし、音源の複製数が多数に及ぶ場合等であって、理事会が別段の決定をした場合を除く。

（適用除外）

第５条　音源にかかる複製等行為のうち、次の各号の行為については、本規則の規定は適用しない。

(1) 著作権法第２章第３節第第５款に規定されている行為

(2) 当法人が著作物の譲渡、貸与等に際し明示的に許諾した行為

附則（令和６年９月２１日）

本規則は、令和６年９月２１日から施行する。

附則（令和７年　4　月　19　日）

本規則は、令和７年　4　月　19　日から施行する。